参考資料２

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）高度地区の決定（広島市決定）（素案）

都市計画高度地区を次のように決定する。

種　類	面　積	建築物の高さの最高限度	備　考
原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区（第一地区）	約 36ha	建築物の各部分の高さ[注1]（標高[注2]による。以下同じ。）は、次の計算式により求めた数値以下とする。 Ｈ＝0.039390×Ｌ＋4.812（ｍ）[注3]	注1：建築物の各部分の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（避雷針は除く。）を含む。 注2：標高は、東京湾平均海面（T.P.）を基準面とする。 注3：Ｈは、建築物の各部分の高さの最高限度とする。 Ｌは、視点場※1から建築物の各部分までの水平距離（ｍ）で、次式により求める。 Ｌ＝√[（ｘ＋178,364.302）^{2}＋（ｙ－26,246.794）^{2}]（ｍ） 但し、ｘ、ｙは建築物の各部分の座標※2とする。 ※1：視点場は計画図に示す位置（座標※2（Ｘ，Ｙ）＝（-178,364.302m，26,246.794（ｍ））とする。 ※2：座標は、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する平面直角座標系第3系による。
原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区（第二地区）	約174ha	建築物の各部分の高さ[注1]は、次の計算式により求めた数値以下とする。 Ｈ＝0.051192×Ｌ＋4.812（ｍ）[注3]	
合　計	約210ha	－	－

【適用の除外】

次の各号のいずれかに該当するものは、建築物の高さの最高限度を適用しない。

(1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物で当該規定に適合しない部分を有する建築物を増築又は改築する場合において、増築又は改築に係る部分が当該既定による建築物の高さの最高限度の範囲内であるもの

(2) 市長が公益上又は当該建築物の用途上やむを得ないと認めたもの

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

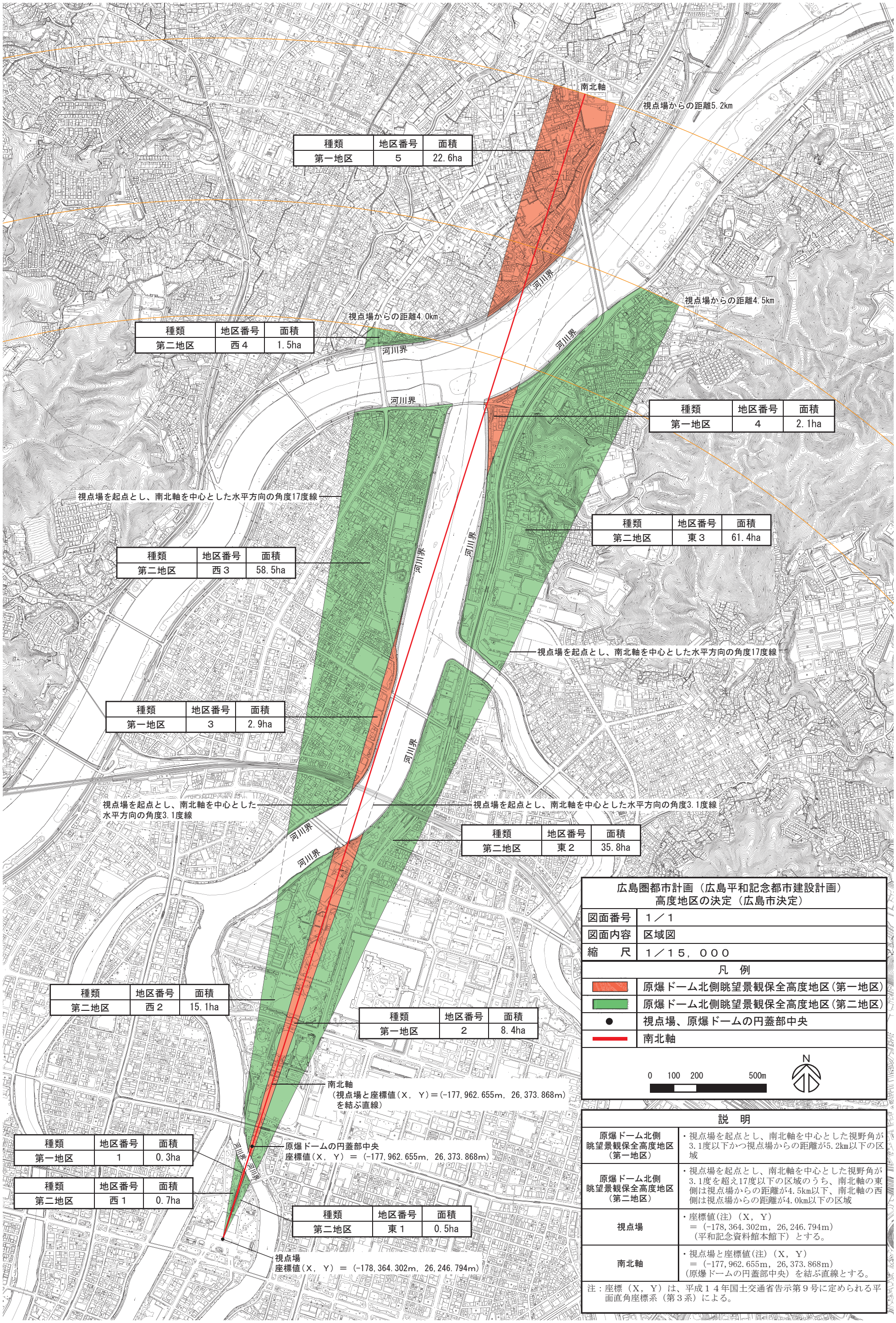

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）
高度地区の決定（広島市決定）

図面番号	１／１
図面内容	区域図
縮　　尺	１／１５，０００

凡　例

	原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区（第一地区）
	原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区（第二地区）
●	視点場、原爆ドームの円蓋部中央
	南北軸

0　100　200　500m

N

説　明

原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区（第一地区）	・視点場を起点とし、南北軸を中心とした視野角が3.1度以下かつ視点場からの距離が5.2km以下の区域
原爆ドーム北側眺望景観保全高度地区（第二地区）	・視点場を起点とし、南北軸を中心とした視野角が3.1度を超え17度以下の区域のうち、南北軸の東側は視点場からの距離が4.5km以下、南北軸の西側は視点場からの距離が4.0km以下の区域
視点場	・座標値(注)（X，Y）＝（-178,364.302m，26,246.794m）（平和記念資料館本館下）とする。
南北軸	・視点場と座標値(注)（X，Y）＝（-177,962.655m，26,373.868m）（原爆ドームの円蓋部中央）を結ぶ直線とする。

注：座標（X，Y）は、平成１４年国土交通省告示第９号に定められる平面直角座標系（第３系）による。